

横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱

制 定 平成 5 年 12 月 14 日 教私第 133 号（助役決裁）

最近改正 令和 8 年 3 月 24 日 こ保運第 1345 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、幼児人口急増地域を対象に幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の新設や既設幼稚園等の園舎の改築を促進するため、園舎の新築・改築経費の一部を補助するほか、市内の既設幼稚園等の園舎の修繕及び設備の更新に要する経費の一部を補助することにより、幼児教育の機会均等に寄与するとともに、良好な教育環境を維持することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号（以下「補助金規則」という））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 補助対象事業者は次のとおりとする。

（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園の設置者

（2）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項に規定する認可を受けたもののうち、横浜市内に設置されている幼保連携型認定こども園の設置者（保育所から移行した幼保連携型認定こども園は除く）

（3）認定こども園法第 3 条第 1 項に規定する認定を受けたもののうち、同条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項に規定する要件を満たし、横浜市内に設置されている幼稚園型認定こども園の設置者

（4）この要綱による補助金の交付決定年度中に設置認可がなされ、当該年度又は翌年度に幼稚園等を開設する設置者

3 補助対象事業は、次の事業とする。

（1）園舎の新築工事

別に定める地域における幼稚園等の新設に伴う園舎の新築工事

（2）園舎の改築工事

別に定める地域における園児の収容能力が増加する園舎の改築工事。ただし、次に掲げる承認及び通知を得たものに限る。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

神奈川県において「校地校舎等の変更」を承認したもの

イ 幼保連携型認定こども園

神奈川県において「校地校舎等の変更」を承認し、かつ、横浜市において「幼保連携型認定こども園内容変更届受理」を通知したもの

(3) 園舎の修繕工事及び設備の更新

前項第1号及び第3号の園において神奈川県認可を受けている園舎又は前項第2号の園において横浜市認可を受けている園舎の1件200万円以上の修繕工事及び設備の更新。ただし、同一部分の修繕及び設備の更新は、補助を受けてから10年を経過しているものを対象とする。

なお、修繕工事及び設備の更新の内容は別に定める。

4 同一園において同一年度内に2件以上の申請はできない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に定める工事費とする。

(1) 園舎の新築工事

園舎面積に横浜市の基準単価を乗じた額。ただし、1平方メートル当たりの実際の工事単価が横浜市の基準単価よりも低い場合は、その単価を乗じた額とする。

(2) 園舎の改築工事

別に定める園舎の増加面積に横浜市の基準単価を乗じた額。ただし、1平方メートル当たりの実際の工事単価が横浜市の基準単価よりも低い場合は、その単価を乗じた額とする。

(3) 園舎の修繕工事及び設備の更新

1件200万円以上の園舎の老朽部分等の修繕工事及び設備の更新に要する経費

2 他の公的助成金及び補助金を受けるものは、補助の対象としない。

(横浜市の基準単価)

第4条 園舎の新築工事、改築工事の横浜市の基準単価は、予算で定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める額とする。

(1) 新築、改築工事

補助金の額は補助対象経費の3分の1以内とするが、国庫補助の対象になる場合は国庫補助額を控除した額を補助金の額とする。

(2) 修繕工事及び設備の更新

補助対象経費の2分の1以内とし、かつ、100万円を限度とする額

(3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助事業の完了)

第6条 補助事業は、補助金の交付を決定する年度内に完了しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類

は、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、別に定める書類とする。

（交付決定通知）

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（事業内容の変更及び変更交付決定通知）

第9条 補助金規則第7条第1号の規定による事業内容等の変更及び補助金規則第7条第2号の規定による事業内容等を中止しようとする場合に提出する書類は、事業計画変更（中止）届（第4号様式）とする。

- 2 前項の規定による補助金変更交付決定通知は横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金変更交付決定通知書（第3-2号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項1号により設置者は補助事業等が完了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金実績報告書（第5号様式）により次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し（修繕工事の場合）
- （2）工事完了届の写し（設備更新の場合は納品書等で可）
- （3）事業実施部分の写真
- （4）県知事が幼稚園の設置を認可した証書の写し（園舎新築の場合）
- （5）県知事が収容定員に係る学則の変更を認可した証書の写し（園舎改築の場合）
- （6）設置者が学校法人の場合その寄附行為（園舎新築の場合）
- （7）設置者が学校法人の場合その役員名簿（園舎新築の場合）
- （8）園則（園舎新築の場合）
- （9）業者の請求書の写し
- （10）業者の領収書の写し

- 2 補助金規則第14条第1項2号及び3号の規定による書類の添付については、補助金規則第14条第4項の規定に基づき省略できるものとする。

- 3 補助金規則第14条第5項第3号により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者は第2条第2項第1号及び第2号に規定する設置者とする。

- 4 市長は、補助事業の効果検証のため、補助額の水準の妥当性等を確認するのに必要な書類や、事業の成果を測る実績データについて、補助事業者に対し、本市に提出を求めることができる。

(補助金額の確定通知)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金確定通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第 12 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金請求書（第 7 号様式）により行わなければならない。

(補助金に関する調査)

第 13 条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 幼稚園等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、幼稚園等の運営事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(その他)

第 16 条 その他、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 5 年 12 月 14 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日以降の対象事業に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 7 月 5 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 5 月 23 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 24 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 6 月 3 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 14 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和 2 年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降の補助金交付に係るものから適用する。令和 3 年 3 月 31 日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金

交 付 申 請 書

横 浜 市 長

年 月 日

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 対 象 園

(1) 園 名

(2) 所在地

2 事業種別 [() 内に○を付けてください。]

() 園舎の新築工事

() 園舎の改修工事

() 園舎の修繕工事

() 設備の更新

3 工事事業費

¥ .-

4 補助対象経費

¥ .-

5 補助金交付申請額

¥ .-

6 添付書類

- ・修繕及び設備の更新事業計画書
- ・平面図 / 立面図
- ・見積書
- ・施行個所の写真

様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
不 交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金については、不交付決定しましたので通知します。

[不交付の理由]

様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金については、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

¥ .-

2 事業名

3 支払時期

4 交付条件

- (1) この補助金は、施設整備事業のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 他の公的助成金及び補助金を受けるものは、この補助の対象ではありません。
- (3) 補助対象事業を変更または中止する場合は、速やかにご連絡願います。また、事業計画変更申請書(第4号様式)を提出してください。
- (4) 補助対象事業は、交付決定年度中に完了してください。
- (5) 事業完了後、実績報告書(第5号様式)のほか、指示する書類を提出してください。
- (6) 補助対象事業については、実施したことが確認できる書類を備え、他の関係書類とともに交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管してください。
- (7) 偽り、不正等の内容があった場合、要綱の規定や市長の指示に違反した場合、対象事業の全部または一部が実施されなかった場合は、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- (8) 補助金の用途について必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (9) 補助事業の効果検証のため、補助額の水準の妥当性等を確認するのに必要な書類や、事業の成果を測る実績データについて、提出を求める場合があります。

様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
変更交付決定通知書

先に提出のありました事業計画変更（中止）届については、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり変更交付することを決定したので通知します。

1 変更交付決定額

¥ _____ .-

2 事業名

3 支払時期

4 交付条件

- (1) この補助金は、施設整備事業のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 他の公的助成金及び補助金を受けるものは、この補助の対象ではありません。
- (3) 補助対象事業は、交付決定年度中に完了してください。
- (4) 事業完了後、実績報告書(第5号様式)のほか、指示する書類を提出してください。
- (5) 補助対象事業については、実施したことが確認できる書類を備え、他の関係書類とともに交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管してください。
- (6) 偽り、不正等の内容があった場合、要綱の規定や市長の指示に違反した場合、対象事業の全部または一部が実施されなかった場合は、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- (7) 補助金の用途について必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (8) 補助事業の効果検証のため、補助額の水準の妥当性等を確認するのに必要な書類や、事業の成果を測る実績データについて、提出を求める場合があります。

年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
事業計画変更(中止)届

(届出先)
横浜市長

年 月 日

設置者(法人)所在地 _____
設置者(法人)名 _____
代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱第9条に基づき、対象事業を変更したいので、次のとおり申請します。

1 対象園

- (1) 園名
- (2) 所在地

2 変更内容

区 分	事業内容	補助申請額
(変更前) 当初申請した事業		
(変更後) 変更する事業内容		
変更理由		

3 事業変更内容を表す添付書類

年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金

実 績 報 告 書

(報告先)
横浜市 長

年 月 日

設置者(法人)所在地 _____
設置者(法人)名 _____
代表者職氏名 _____

年度に交付決定を受けた私立幼稚園等施設整備費補助金について、横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

園 名		
所 在 地		
事業の種類 (○で囲む)	・ 園舎の修繕工事 ・ 設備の更新	
事業の状況	契 約 日	
	着 工 日	
	完 了 日	
事 業 費		
補 助 額		

< 添付書類 >

- ・ 工事請負契約書の写し (修繕工事の場合)
- ・ 工事完了届の写し (設備の更新の場合は納品書等で可)
- ・ 事業実施部分の写真
- ・ 業者の請求書の写し
- ・ 業者の領収書の写し

様

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
確 定 通 知 書

先に実績報告書の提出がありました横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 補助金額額定額

¥ _____ .-

㊞

年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金
請 求 書

¥ _____ .-

年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横 浜 市 長

設置者(法人)所在地 _____
設置者(法人)名 _____
代表者職氏名 _____
園 名 _____ ㊞

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

本件振込については、上記名義人あて振込願います。

設置者(法人)名 _____
代表者職氏名 _____ ㊞

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた、令和 年度横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱第11条に基づく補助金の確定額

円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(補助金返還相当額)

円

- 3 添付書類

(1) 積算内訳報告書

(2) 課税期間内の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額名等の計算表(写)